

宮城県スポーツ推進審議会条例（抜粋）

平成二十三年十月二十日

宮城県条例第百一号

（設置）

第一条 スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）第三十一条の規定に基づき、宮城県スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（組織等）

第二条 審議会は、委員十五人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験を有する者その他知事が適當と認める者のうちから、知事が教育委員会の意見を聴いて任命する。
- 3 委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

（専門委員）

第三条 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、学識経験を有する者その他知事が適當と認める者のうちから、知事が教育委員会の意見を聴いて任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（会長及び副会長）

第四条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第五条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（委任）

第六条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。